

(関連分野)

介護・子育て・医療

(事業の名称)

地域における多様な子育て支援促進事業

(関係省庁名)

厚生労働省

事業の概要

(事業内容)

- 地域における子育て中の労働者や主婦等を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業を実施する。

<事業内容の例>

- ・ 保育施設までの送迎を行う。
- ・ 保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、子どもを預かる。
- ・ 保護者の病気や急用等の場合に子どもを預かる。
- ・ 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる。
- ・ 買い物等外出の際、子どもを預かる。
- ・ 病児・病後児の預かり
- ・ 急な残業、出張の際の宿泊を伴う預かり

※ 同一の事業について、次世代育支援対策交付金（ソフト交付金）、「病児・緊急対応強化モデル事業」、「病児・緊急預かり対応基盤整備事業（仮称）」による助成を受けている場合は、当該事業については対象としない。

(設備・人員等の基準)

- ・ 市町村の自由設計

(利用者の規模)

- ・ 市町村の自由設計

(利用料)

- ・ 市町村の自由設計

(委託費水準)

- ・ 市町村の自由設計

(関係者の役割)

- ・ 市町村：実施主体（運営委託先の選定・監督）など
- ・ 都道府県：都道府県基金からの市町村への助成、市町村への全般的な相談・助言など
- ・ 国：事業運営全般に関する相談・助言など

(事業展開に必要な事項・規制緩和など)

特になし

(期待される効果)

定性的効果：

- ① 地域の労働者の仕事と子育ての両立：労働者が子育てをしながら、働き続けることができる。
- ② 多様な子育てニーズへの対応：集団保育などになじまない病児・病後児の預かり等地域の多様な子育てニーズに対応できる。
- ③ 離職者等の現場訓練（O J T）：事業での就業を通じ、子育て分野のキャリアアップを支援する場とする。
- ④ 地域に密着した運営：市町村が設置し、地元のN P O法人、民間企業団体等に運営委託。

(先行事例)

ファミリー・サポート・センター事業

(期間後の取扱い)

(関係省庁担当者連絡先)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課 課長補佐 山口正行 / 係長 進士順和
電話番号：03-3595-3274 / ファックス：03-3502-6763